

要約の6ページでございますが、棒は黒い方が4本立って立っております。これは名目賃金の各年における名目額で書いてございます。これは賃金は先ほど申し上げましたように2%ずつ伸びていく前提でございます。

それに対しまして、モデル年金額を白い棒で書いてございます。これはその年に新たに年金をもらい始める方々の水準を書いているということでございまして、その年に新しくもらい始める方々の過去の賃金の再評価というのは、過去の毎年の賃金上昇率ではなくて、それを労働力人口の減で調整したものでありますけれども、実額対比で現役に対してどれぐらいのモデル年金額になっているかというのを見たものが下の数字、所得代替率と書いてございますが、現在は59%でございますけれども、2025年時点では、これから二十数年かけて緩やかに調整されるわけでございますが、56%。

その後、先ほど2025年以降は労働力人口の減はかなり大幅になっていくということをご覧いただきましたが、2025年過ぎますと少しペースが上がりまして、7年間の間に52%に調整をされている。2032年でスライドによる調整の期間は終わります。終わるということはどういうことかといいますと、これ以降はそういったスライドの調整措置をとらなくても収支均衡が大体めどがたつということでございまして、2032年以降は新しく年金をもらう方は賃金によるスライド、年金を受け取っていらっしゃる方は物価によるスライドという通常の方法に戻れるということでございますが、戻れるのは2032年ということでございますけれども、52%の水準。以降は52%の水準で推移できるというものでございます。

これは基本的なケースでございますが、国庫負担を上げなかった場合、どういうふうになるのかという数字を7ページに書いてございます。あとは簡単に申し上げますが、この場合にはスライドの調整が2043年まで続きまして、最終的な所得の代替率が45%までいくということでございます。

人口が変わったらどういうふうになるかというものは8ページでございます。この場合には高位推計、中位推計、低位推計。先ほど最初にご覧いただいたものは中位推計でございますが、高位推計の場合には調整は2020年度で完了いたしまして、57%の水準にとどまる。これはお子さんは1.6人生まれるケースでございます。低位推計の場合には一生涯に生まれるお子さんの数が大体1.1人ということでございます。この場合には調整は2040年まで続きまして45%ぐらいの水準に落ちるということでございます。

ちなみに女性が1.1人一生涯に産むというのは、大体世代から世代への交替が30年間隔だとすれば、30年たつとその年齢集団はほぼ半分減っている。したがって、60年たつとその年齢集団は4分の1になっていると、そういう前提でございます。そういった場合には45%

までいくということでございます。

9ページには、最終的な保険料到達が20%でなくて、18%の場合はどうかということでございます。この場合には調整期間は2043年まで続きまして、45%。たまたま45という数字はいっぱい出てきますけれども、これは偶然の一致でございます。というような数字になっております。

そのほか、11ページにまいります。そういった年金のスライド調整による水準の見直しということのほか、現在受給している年金の取扱いをどうするかということでございます。これまで見ました試算の前提では、新しい方式の場合には、例えば既にもらっている方については物価スライドから少し労働人口の減少を加味するといった場合には、現状に比べますと少し既裁定者への踏み込みを行っていくということでございます。もちろん考え方として、既にもらっている方については、現在の物価スライドを基本にして調整はしないのだという考え方もございますが、その場合には給付水準の調整はさらに続くということになります。これは本文の中で試算をいくつか付けております。

それから年金課税見直しによる既裁定年金の見直しというの方法もあるだろうということでございます。

そのほか、企業年金、確定拠出年金の拡充、育成。

それから、分かりやすい年金制度という点につきましてはポイント制の導入。

13ページにまいります。少子化あるいは女性の社会進出、就業形態の変化に対する対応。この点につきましては、詳細事項としては、次世代育成支援については、育児期間に対する配慮措置の拡充でありますとか、年金資金を活用した次世代育成支援策。これは具体的には本文の中では55ページになりますが、ここも議論していただきたいということで、四角で囲ってございますけれども、年金資金を活用した次世代育成支援策の検討ということで、中の本文を読み上げますけれども、「教育に伴う経済的負担の問題が少子化の背景にあると指摘されていることを踏まえ、学生が安心して学べるよう育英奨学金を充実させることと併せて、若者自身が資金を借りて就学し、社会の『支え手』となることを社会全体で支援するとともに、若者が公的年金を身近に感じられるよう、年金資金を活用した貸付制度も含めて新たな貸付制度についても検討する」ということでございます。もちろんこれは貸付ということになると、一つの運用形態にもつながるということでございます。もちろんこういった点につきまして今後議論していただきたいということでございます。

それから、支え手を増やす取組。

それから、女性と年金では、特に現在の3号被保険者の問題につきまして、制度改革案と

して四つの選択肢を示して提示をいたしているところでございます。

そのほか、14ページにいくつかの点がございしますが、これは本文をお読みいただくという
ことで説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○ 若杉分科会長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に関して、ご質問等があり
ましたらお願いいたします。高梨委員、どうぞ。

○ 高梨委員

試算に当たっては一定の前提条件がある、こういうことになっていて、22ページのところ
に書いてあるのですが、試算に当たっては、将来の被保険者数を推計をしているのだと思い
ます。そのときに労働力率を使っていると思いますが、その労働力率というのはどういうも
のを使っているのか。

それから、それとも関連をいたしますが、短時間労働者についての適用拡大という政策課
題といいますか、検討課題があるわけですが、その辺の要素を推計に当たって入れているの
か。

二つ目には、年金の積立金の規模について、あるいは積立割合について、この試算の前提
として入れているのかという点でございます。

もう一点は、経済前提なんですけれども、83ページのところで、経済前提としてケースA、
B、Cと、こういうことになっていて、ケースBですと実質賃金上昇率が1%、実質運用利
回りが1.25%、備考のところ为名目賃金上昇率が2%、物価上昇率が1%、名目利回り3.25%、
となっているのですが、仮定の問題なんですけれども、実質賃金上昇率と実質利回りは変え
ないでにおいて、名目をここで書いてあるものではなくて、若干上ぶれをすとか、下ぶれを
すとか、例えば0.5%ずつ平行移動する、上に移動するとか、下に移動するとか、そうい
うことを行なった場合、保険料固定方式の試算にどういう影響が出てくるのか、こないのか。
所得代替率でございますとか、調整期間ですとか、給付水準の調整率がどういうふうに変わ
ってくるのか、あるいは変わってこないのか。今、そういう試算をやっていないからい
ないで、お願いだけはしておくと、こういうことになろうかと思いますが、もしわかっていたら、
どんなふうになるのかという点について教えていただきたいと思ひます。

○ 若杉分科会長

3点について質問出ました。数理課長。

○ 坂本数理課長

第1点の労働力率は何を使っているかということですが、これは平成11年の財政再計算と同じ平成10年の職業安定局の推計のものを使っております。その際に短時間労働者への適用拡大を考慮に入れているかどうかというご質問ですが、これについてはその点は考慮しておりません。

それから、積立金の規模を試算の前提に入れているのかどうかということにつきましては、積立金の規模を一つのターゲットにして試算をしているということとはございません。積立金はあくまで結果として出てくるという性格のものでございまして、その規模について試算の前提とはしておりません。

それから、最後のご質問ですが、経済前提につきまして、これを名目値として平行移動した場合に保険料固定方式の場合には影響が出るのかどうかというご質問ですが、これにつきまして、本文の105ページを開けていただきたいと思います。表が出ております。この表の番号1のところを見ていただきたいと思います。これがいわゆる基準ケースで、2032年までスライドを調整していくと、最終的には所得代替率52%で落ちつきまして、それ以降は賃金スライドはできると、最初に出てきた基準ケースの結果でございまして、ここで一番左に給付総額の調整割合というのが出ております。これが9%と出ておりますが、保険料固定方式といいますのは、保険料の計画が固定されておるわけでございますので、保険料の収入総額、いわゆる収入現価でございまして、保険料の収入総額がある意味で固定されていると。それに対して現在のままであれば給付がいくらになって、給付の総額がいくらであるから、いくら調整しないといけないかというのを計算いたしましたものが9%という値でございます。

経済前提を平行移動いたしました場合には給付現価というのは変わらないわけでございます。名目で大きくなったものを名目で大きくなったもので割返すということで、平行移動するのであればその差は変わらないということで、この給付総額あるいは保険料総額というものが変わってこないということになるわけでございます。

また、給付におきましては、裁定されましてからは物価スライドということになっておりますが、賃金と物価の差も平行移動ということであればその差も変わらないということで、この給付総額が変わらないということから、保険料固定方式の場合でも、経済前提を平行移動しただけでは影響は変わってこないということが基本的には言えようかと思っております。

ただ、1点だけ注意していただかないといけないことですが、経済前提を平行移動いたしまして、物価を例えば0、賃金を1というふうな非常に低い値に平行移動しました場合には、この保険料固定方式の試算の前提といたしまして、前年の名目額を保障するとい

う前提がございますので、それを突き抜けるような労働力の変動があります場合には、0でとどめられるということになりますので、そこは若干影響は出てくるということが言えようかと思えます。原則は、全体としては影響を受けないということが言えようかと思えます。

○ 若杉分科会長

ありがとうございました。高梨委員よろしいですか。

○ 高梨委員

はい。

○ 若杉分科会長

ほかにいかがですか。局長どうぞ。

○ 吉武年金局長

私から補足したいと思いますが、最大影響を与えますのはここで実質賃金です。ですからこの実質賃金が高くなれば、先ほど申しました最終的な保険料固定方式20%の場合の最終的な給付水準52%上がってまいります。結局、経済成長が高ければ上がってくる、そういう相対的な結果になる。それは数理課長がちょっと申し上げました実質賃金が上がりますと、賃金スライドと裁定後の物価スライドの違いも出てまいりますので、そこが年金財政の安定化要因になってくるという形です。

この基準ケースでは、名目賃金2%、物価1、実質1ということで、足元はもっと低く見えておるわけですが、これは今までどちらかといいますと、年金の試算は非常に甘いというようなご批判もありますので、基準ケースでありますけれども、少しシビアのものを持っています。例えば経済財政諮問会議で、景気回復のシナリオで想定しておりますのは実質経済成長率、2010年以降ぐらいになっていると思っておりますが、2%という想定をいたしておりますが、それに対しましては、これは少し厳し目の推計をもともと基準ケースに立てておるという状態でございます。

○ 若杉分科会長

ありがとうございました。ほかにいかがですか。大和委員、どうぞ。

○ 大和委員

今のお話で積立金、ここでは年金制度を議論することはできませんので、運用の関係だけでちょっとお尋ねしたいのですけれども、積立金の残高は結果として出てくるというようなお話でございまして、年金財政上は実質運用利回り1.25というのを計算に入れて、それは残高掛けるなのか、あるいは保険料の収入に全部累積して掛けていって計算して出しているのかちょっとわかりませんが、残高は何か想定しているものがあるのでしょうか。それから、

それはある残高がずっと続くものなのか、あるいは徐々に減っていったりとか、増えていったりとかというふうに二千何十年かまでの間で変化するものなのか。それはお伺いできますか。

○ 若杉分科会長

これも数理課長お願いします。

○ 坂本数理課長

恐れ入ります、本文の資料2-3の142ページを開いていただきたいと思います。ここに基準ケースにつきましても、将来の収支見通しを示してございますが、ここに右から三つ目の列で年度末積立金というところがございます。これがこの収支見通しで推計いたしました積立金残高ということになるところでございます。したがって、これは毎年変化していくというものでございます。

○ 若杉分科会長

大和委員、よろしいですか。

○ 大和委員

これは2060年以降もずっと増えていくという、そういう数字になるわけですか。

○ 坂本数理課長

数字記憶しておりませんが、恐らくそうだと思います。

○ 若杉分科会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、竹内委員。

○ 竹内委員

ここに二つの代替案をいただきまして、給付水準の決定と保険料水準の決定の方式に関して、従来の賃金上昇率ではなくて、最初に保険料を固定して、給付の方も総賃金で考える方式Ⅱというのは、年金制度としては将来の枠組みを確定する形になり、今までの方式と比べて年金制度としては合理的のように見えるのですが、なぜ、この方式が今になって出てきたのか、この方式に移行する可能性はどのくらいあるのか。

○ 若杉分科会長

年金局長、どうぞ。

○ 吉武年金局長

先生おっしゃるとおりでして、10年前の年金改革議論、特に公的年金についてはこういう議論はほとんど行われなかったわけでありまして。どちらかといいますと、確定給付といいますか、給付を確定します。しかも確定給付というのは、企業年金的な確定給付ではなくて、

水準を確定しながら、それをまた賃金なり物価に合わせて、そのときの現在価値に引き上げていくということをやりました、それに合わせて保険料はどれだけ必要だということを常にやっていたので、最後の問題と申しますのは、つまり保険料の引き上げに耐えられるかという問題になってきまして、特にヨーロッパでは20%あるいは21~22%になりますと非常に政治的な対決のテーマになると。この保険料率の引き上げ自体が、ヨーロッパの例えば社民党政権と、どちらかという保守リベラル政権の間の政治的な争点になり、それが政権の基盤が変わるような時代になるというようなことを繰り返してきたわけですが、最近で申しますと、例えばイタリアは最近の年金改革でほぼ日本と同じような、総賃金により調整しようという方式を導入いたしております。

最も議論がなされましたのはスウェーデンでございます。これは最近の日本のマスコミなんかでも相当取り上げられておりますのでご覧になっておられると思いますが、実は1990年代にスウェーデンはスタグフレーションの非常に大変な事態になりまして、スウェーデンの従来の年金制度は基礎的なところを税による基礎年金でやりまして、上を報酬比例を出すという形でやっておったのですが、スウェーデンで起きました事態はスタグフレーションの中で、賃金スライドという仕組みをとっておったわけです。物価より賃金が上がりますので、特に労働組合にとっては非常に有利な制度ということだったのですが、実はそれが裏目に出まして……物価スライドをとっておったのですが、ですから、そういう意味では低めをとっておったのですが、スタグフレーションの中でとんでもない事態が起きまして、賃金をはるかに超えて物価が上がる。それで物価スライドをやったものですから、GDPに対する年金の公共支出費が見る見るうちに上がりまして、こんなことでは基礎年金を税でやっていますので、それも直接税方式の場合には国の歳出・歳入に結びつきますので、国の歳出・歳入がGDPよりも急激に上がりまして、これはとてももたないということがございまして、それで実は、1990年頃に、従来の社民党政権から珍しく中道保守政権に変わったわけです。経済が非常にひどい時に。その時に中道保守政権がある意味では賢明な選択をしまして、年金を政争にしないということで、当時の野党だった社民党に呼びかけをして政党間の協議が始まった。

それは非常に長い歴史がございまして、実際にこれは法律で改正になりましたのは1999年でございますので、その時はまた社民党政権に戻っておった。スウェーデンの場合には実は4年ぐらいで、例えば不良債権の処理なんかでもよく話題になっておりますが、非常に短期間のうちに処理をして、経済は非常に戻ってきたわけですが、4年後の選挙のときに、経済は戻ったのですが、雇用が悪くて、多分の私の推測では、それが最大の理由となって社

民党政権に戻った。この年金の議論はそのまま継続されました。

スウェーデンはみなし拠出建てという、これは賦課方式なんですけれども、積立のような感覚で自分の拠出が給付に結びつくという仕組みをとっております。それと同時に保険料率を18.5%に固定をいたしまして、その保険料率の固定した範囲の中で給付を調整しよう。日本の保険料固定方式のこの案とは違いますけれども、別の方式ですが、発想としては同じような方式をとっております。

もう一つ、スウェーデンがこの時に心がけましたのは、スウェーデンも、従前は将来の推計を人口の推計をし、経済の推計をし、それに沿って給付を上げる・下げる、負担も上げるというのを5年ごとに決めておった。5年ではないかもしれませんが、そういう方式を決めておったのですが、スウェーデンは保険料を18.5で固定しまして、調整する方式も、何で調整するかというと実績で調整する。賃金が変わってまいりますので、実績の賃金なり、そういうものを基本として、将来の給付に至るかどうかということで調整をしまして、足りなければ、そこは日本と同じでございまして、例えば2%仮に足りないということになりますと、スライド率に掛けまして、0.98を掛ける。ですから最終的な調整手法は非常に日本と似ている状態。

この方式は、実はドイツが先般年金改革やりましたときに、ドイツもこういう自動調整方式をとりたいというのは政策立案段階で非常にあったようです。あったけれども、ドイツの場合には政治的な過程の中でそれはとりえなくなったものですから、ドイツは給付を67%から63~64%にカットするということをやりながら、しかし結局保険料率は最終22というのを残した状態で年金財政が安定するということになってはいますが、実はその22というのは法定としてありませんので、これは財政計画にすぎないので、本当に22が実現できるかというのは、この前、ドイツの学者の方も見えましたがけれども、彼は余り楽観的ではなくて、私は22というのは、どうも世界の状況を見るとまず無理なのではないというふうに申しましたら、おまえが言うことが当たる可能性が高いのではないかというようなことを言っておられました。

それこそこの10年ぐらいの新しい公的年金の改革の議論、本当に新しい議論だろうと思います。

○ 若杉分科会長

総務課長、何かありますか。いいですか。

○ 高橋総務課長

最後の竹内委員のお話ですけれども、この方式Ⅰと方式Ⅱは、これは今後の議論の一つの

選択肢でありますから、行政側としてどっちがいいですというお話をしているわけではないということでございます。ただ、発想を全く従来と逆にしたもの、こういった考え方があるということです。

私、説明の中で、先ほど保険料の限界で、最終保険料の2割ぐらいというふうにお話申し上げましたけれども、基本的な考え方としては、方式Ⅰ－Ⅰというのは、今まで給付水準を59%、6割保障するというのは、これは現役1人、あるいは1世帯に対して高齢者1世帯の水準を見ていると、1対1で考えているわけです。

ところが支える方の側が非常に急激に細っていきますので、そこは1対1で見て、それから保険料水準をぼんと決めるのではなくて、支える側の力の衰えという言葉が悪いかもしれませんが、支える力が少しずつ今より弱まるということがございますから、そこを自動的に勘案できるような装置を組み込もうということで、方式Ⅱを提案しているということでございます。

○ 若杉分科会長

ありがとうございました。吉富委員、どうぞ。

○ 吉富委員

国庫負担率を変えた場合、保険料だけ見ていると保険料が少なくて済むということなのですけれども、合計した、いわゆる総国民負担率みたいなものというのはどうなっているのかということですか。

それから、理論的な考え方は私よくわかりませんが、代替率とそういう負担率というのはトレードオフのような関係にあるらしくて、余り代替率を下げることができないと。この場合でも四捨五入すると6割が5割になるということですから、その5割というのが限度なのかというのはどういうふうにかんがえたらいいのか。どんなふうにかんがえられているのか。それと今申し上げた、全体の国民負担率との関係でどうなのかということですか。

それから、先ほど大和委員からもご指摘ありましたけれども、ここは積立金の運用の部会ですので、そういう給付を固定した場合と保険料を固定した場合で収支への影響、これはフローですね。したがって、ストックへの影響というのはどうなっているのか。後ろの方にたくさん表が出ていますけれども、どれを見たら一番よくわかるのかということをお教えください。

○ 若杉分科会長

数理課長ですか。では数理課長、お願いします。

○ 坂本数理課長

国民負担率の関係でございますが、これはまだ計算はいたしておりません。それから、代替率の限度という点でございますが、これはこれからいろんな場でご議論していただくテーマだと考えております。

それから、最後のご質問でございますが、ストックとフローがどういうふうになるかという質問ですが、もうちょっと具体的にどういう意味でございましょう。

○ 吉富委員

フローというのは年々の収支差、バランス・オブ・ペイメント。もう一つは、それが残ってマイナスだったら積立金は減っていくのでしょうし、プラスだったら増えていく。表を見ればわかりますように年によって段差がありますね。制度を変えた場合でしょうけど、なぜ、そうなるのか。まず、どの表を見たら一番わかりやすいですか、収支と積立の関係。

○ 坂本数理課長

年金制度としてのフローは、この最後の140ページから、主なケースについてフロー、そして、そういう意味での年度末積立金という意味でのストックを示しているものでございますが、この表で……。

○ 吉富委員

例えば、141ページですと、国庫負担2分の1への引上げを行わなかった場合、現時点の話ですね。そうしますと収支のところはずっと赤字になっていくんですね。そうでしょう。

○ 坂本数理課長

はい。

○ 吉富委員

ところがそれは途中で変わりますよね。それはどういう理由かということです。したがって、それを見ていると、今度、その右側に積立金が置かれますよね。そうすると169兆、2005年であったものが、途中このような経過を経て、最終的に200兆前後でとどまっているというのが大きな流れですね。するとここの部会の仕事というのは、150から200兆の運用を考えなくちゃいけないなということがわかるということです。

きょうの議論のコンテキストでいくと、こういう制度そのものを変えようということでしょうから、変えた場合、今度は例えば保険料を固定した場合の財政の、今申し上げた、これに対応する表というのはどれになるのでしょうか。145ページなんか見ればよろしいのでしょうか。というようなことだけです。そのためにこれはつくってあるわけですね。

○ 坂本数理課長

そうでございます。